

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成23年12月9日（金）①

杉 並 区 議 会

## 目 次

### 委員会提出議案について

委員会提出議案第1号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める 意見書 .....	3
--	---

### 議員提出議案について

議員提出議案第18号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の 法制化を求める意見書 .....	4
--	---

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年12月9日(金) 午前9時28分～午前9時46分	
場 所	第1委員会室	
出席理事 (7名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 山田 耕平	理事 井口 かづ子 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	
事務局職員	事務局長 伊藤 重夫 議事係長 依田 三男 議事係長 井口 隆央 議事係長 杉原 正朗	事務局次長 和久井 義久 事務取扱区議 会事務局参事 庶務係長 高橋 正美 調査担当係長 小塩 尚広 担当書記 上野 和貴



(午前 9時28分 開会)

**富本理事** それでは、これより議会運営委員会理事会を開会する。

副議長は、公務のため理事会は欠席である。

《委員会提出議案について》

委員会提出議案第1号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

**富本理事** 本日は、委員会で決まっている議案がある。まず初めに委員会提出議案である。

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書、これについて説明をお願いする。

**議会事務局次長** 委員会提出議案第1号地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書、上記の議案を提出するというので、本日付の提出になる。

委員会提出議案なので、提出者は区民生活委員会委員長である。

提案説明者は、すぐろ奈緒議員である。

意見書案文だが、資料1の次のページをお開きいただきたい。

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国で地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地方分権が進む中、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。

また、住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するために、消費生活相談員の専門性の向上とともに、地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、杉並区議会は国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について、次の措置を講じるよう要望する。

- 1 国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員が専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる

制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年12月9日

杉並区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全)  
総務大臣  
財務大臣

あて

となっている。以上。

富本理事 今回の説明は、よろしいか。

それでは、改めてまた後の議運でも説明をお願いします。

《議員提出議案について》

議員提出議案第18号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を  
求める意見書

富本理事 続いて、議員提出議案第18号「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」  
の法制化を求める意見書、こちらについても説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。議員提出議案第18号「こころの健康を守  
り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書、上記の議案を提出するというこ  
とで、本日付の提出になる。

提出者は、記載のとおり10名の氏名を連記している。

提案説明者は、大槻城一議員である。

意見書案文は次ページをごらんいただきたい。

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める意見書

いま、国民の「こころの健康」は深刻な状況にある。平成10年から毎年3万人以上の人々が、自殺によって命をなくしている。精神科を受診する人は、平成17年には300万人以上、つまり40人に1人以上となっている。精神疾患の症状による社会生活の困難さは外からは見えにくく、本人の生きづらさが理解され難いところである。

杉並区では精神障害者保健福祉手帳の所持者が、平成16年度末1,229名、平成19年度末1,524名、平成22年度末2,123名と増加傾向にある。

WHO（世界保健機構）によると、病気や怪我、自殺や事故、犯罪などがどれだけ社会に影響を与えるかを測る「障害調整生命年（DALY指標）」においては、日本や先進各国ではがんや循環器疾病に比べて、精神疾患が政策的重要度の最も高い疾患であることが明らかにされている。

平成23年7月6日、厚生労働省は「4大疾病」の「がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病」に精神疾患を加えて、「5大疾病」とする方針を決めた。がん152万人、糖尿病237万人に対して精神疾患は323万人に上り、重点対策が不可欠と判断された。

平成18年4月から3障害（身体・知的・精神）を一体に支援する法律がつけられたが、精神疾患へのサービスの基盤体制は遅れている。医療において精神科以外の入院病棟は、患者16人に医師は1人以上である中、精神科病棟では患者48人に医師1人以上など、一般の医療水準よりも低い状態となっており、慢性的な人手不足の状況である。

英国では1997年から医療改革・自殺予防に取り組み、自殺者が10年間で15.2%減少という成果を上げている。統合失調症の治療では、薬物・心理療法のための治療に比較して、家族支援も合わせて実施すると、再発率が大きく低減できることが立証され、患者を支える家族に対しても支援が重要だと認識されはじめている。

長期の精神障害を持つ人の家族が抱える困難は、一般の人々の3倍であるとも言われ、家族への精神疾患・治療についての情報提供や実際の、具体的な支援が求められる。

厚生労働省の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を受けて設立された、医療福祉の専門家、学識経験者、当事者及び介護者（家族）による「こころの健康政策構想会議」では、このようなわが国の状況を背景として、平成22年5月末に厚生労働大臣へ「こころの健康政策構想会議提言書」を提出した。その中で、精神医療改革・精神保健改革・家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、杉並区議会は、国会及び政府に対し、「こころの健康を守り推進する基本法

(仮称)」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年12月9日

杉並区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣府特命担当大臣(共生社会政策)  
厚生労働大臣

} あて

となっている。以上。

**富本理事** この件についてもよろしいか。——それでは、改めてこれも議運のほうで説明をお願いします。

あと、もう1点、先日のTPPについて、山田理事、何かあるか。

**山田理事** 今、文案を持ってきたので配りたい……。

この間、うちはTPP参加反対という意見書を上げたらどうかという話であったが、各会派反対だと乗れないということで、拙速な進め方については考えをもうちょっと議論すべきというような内容にしたものを調整するということだったが、8日のお昼までには調整がつかないということで、最終的にこういう形の意見書ということで、各会派の皆さんの賛否を聞かせていただけたらという状況である。

**富本理事** いろいろ経過があったが、改めてこれを出したいということで、これはこの間いただいた文と変わっているのか。慎重審議に変えた後は。

**山田理事** 若干。

**富本理事** では、皆さん読んでいただいて。——今変えた文を読んでいただいたが、ただ8日までには間に合わなかったということもあった。その中で改めてご意見いただければと思うが、いかがか。

**小川理事** 大変申しわけないが、従前から言っているように慎重審議は尽くしているかと思うので、改めて意見書を提出することは意味がない。

**富本理事** 民社からそういう意見があった。8日までにお願いしたいということであったが、それも残念ながらまとまり切れなかったということなので、TPPは今後どうなる



かわからないが、これはそういう形になると思う。

これは慣例というか、理事会経由の意見書の場合は全会一致が原則になっているので、この点をご了解いただきたい。

**小松理事** 前回の会議では、富本理事から、これに関してはここの文言をちょっと変えてはどうかということがあった。そこは多分変えられたと思うし、ほかの方もみんな、この意見書を出すことには反対なのか。うちはぜひ出していただければと思うが。共産も譲歩したことだし。

**富本理事** 文章を直したことは私も分かっているし、みんなの意見が集約できる形に近づいてきたということは理解するが、ただ民社はそういう考えではないので、残念ながらということ。そういうことをご理解いただきたい。

ほかに何かあるか。

**小松理事** 委員会提出と議員提出だが、意見書を提出する場合に、それぞれ委員会の中でこのように決められたと思うが、両者にどういう違いがあるのか、ちょっと確認しておきたい。

**議会事務局次長** 今までは議員提出議案ということで意見書の採択があったが、委員会として出せるというような法改正があり、今回、区民生活のほうは委員会としての議案提出という形になった。保健福祉のほうは、従来どおりの議員提出議案ということで提出されたということ。

**富本理事** 効力とかは別に差はないということによいか。

**議会事務局長** 委員会提出議案の場合については、委員会で決定したことなので、議案としては委員会の付託は省略というのが基本になる。議案が上程されると、通常の場合だと付託という形になるが、委員会提出議案の場合については、委員会でもう決めていることなので、付託する意味が全くないので、原則付託省略という取り扱いになる。

**富本理事** 出して相手方に届くときは別に、議長名で出しているから、それは変わらない。ただ組織として決定して、委員会という組織で、同じだが、一応形式上そうになっている。

それと、今、局長からも話があったが、新ルールに係るしての事務上のことをいえば、委員会提出議案は、今お話があったとおり、付託は基本的に、もう委員会で決めているので省略をすることは了解いただけると思うが、議員提出議案という名前がつくと、形式上は、またこれを本会議から保健福祉委員会に付託をするということになる。要するに、この人たちが勝手に集まって賛同してやったということにもなる、形式上は。ただ、実際はもともとの保健福祉委員会で審議をされているので、そこへ付託されたって、また同じことをやるというだけの全く形式的なことなので、このような形で、委員会の中

で全員が一致をしてこういう形で議員提出議案を出すという議案に関しては、新ルールの中でも付託は省略するということをご理解いただけるか。同じ人が出して同じところへ戻ってくるというだけなので、議員提出議案という形はつけているが、実質保健福祉委員会でやっているということになるが。

**島田理事** 議運なんかでもそうだが、委員外議員の発言があれば、本会議でやればいいのか。例えば、通告は何日か前になると思うが、ただ最終日にやるのであれば、聞いて、なければ開かないとか、弾力運用したほうがいいのかと思う。

**議会事務局長** 今回のこの案件については、請願審査の結果の意見書という形になっているので、その請願審査の関係については委員会でもう審査している話なので、当然委員外議員としてその委員会に出席をして、意見があるのであれば意見は述べられる。だから、議案に対する意見ということになると、文言の話だけという気がする。この文言の、例えば何とかというところの表現が気に食わないとか、そういうような意見ぐらいしかないという気はするので、それで、今座長のほうから話があったみたいに、この意見書の関係については、議員提出議案という形になっているが、付託省略でもそれほど問題はないと、私は個人的には考えている。

**島田理事** 今回の場合はそれでいいと思うが、ただ議運でやっている、全員が提案者になって改めて開くのは、委員外議員がいる可能性があるから開くわけなので、もし時間的な余裕がある場合には、委員外議員の発言通告なり何なりがなければ省略できるような方向に持っていったほうがいいのかというふうには思う。

**富本理事** 言っている意味はよくわかる。いろいろ新ルールで3定、4定やってみて、一度検証しよう。新しいやり方でいろいろな要素が出てくるので、そういうことになっているので、その中でまた検討して、皆さんの合意が得られれば、いい意味で効率的な形も必要だと思うので、それは今後協議していきたいと思うが、とりあえずきょうのこの案件については、理事会の中では付託省略というような形で進めるということをご理解いただいてよろしいか。——では、そういうことで、この案件についてはそのような形で進めることで確認する。

ほかに何かあるか。——では、これで議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前 9時46分 閉会)